

## ライフテクノロジーズ キャリブレーションサービス（1年修理保証付）パッケージ約款

### 第1条 キャリブレーションサービス（1年修理保証付）パッケージの目的

ライフテクノロジーズ キャリブレーションサービス（1年修理保証付）パッケージ（以下「本パッケージ」という）は、「修理保証書」（以下「保証書」という）【1】に記載された対象機器（以下「対象機器」という）に関して、使用者がその性能を十分に利用でき、且つ対象機器が日常円滑に稼働できるように、受託者であるライフテクノロジーズジャパン株式会社（以下「受託者」という）が初期キャリブレーションサービスを実施し、その検証に対し、保証期間内の無償修理を保証するものです。

### 第2条 対象機器の設置場所

対象機器は、保証書【3】に記載された機器設置場所に、受託者が定めた設置条件に基づいて設置されたものであることを要するものとします。

### 第3条 対象機器の管理責任者

- 1 委託者である法人または団体（以下「委託者」という）は、保証書【3】に記載された法人または団体とします。
- 2 委託者は、予め対象機器の管理責任者を受託者に書面により通知し、本約款に基づくキャリブレーションが行われる旨を管理責任者に通知するものとします。
- 3 受託者は、本パッケージに関する連絡を委託者または管理責任者にすることができるとします。但し、委託者が受託者との連絡担当者を別に定めた場合は、受託者はこれに従うものとします。

### 第4条 初期キャリブレーションサービス

- 1 受託者は、注文書受領後委託者と取決めの日により機器設置場所に作業技術者を派遣し、初期キャリブレーションサービスを実施するものとします。受託者が初期キャリブレーションにより対象機器が機器本来の性能を有している事を確認できた場合、受託者は委託者に対し保証書を発行し、次条の保証修理サービスを開始するものとします。
- 2 受託者が初期キャリブレーションにより対象機器が機器本来の性能を有している事を確認できなかった場合、保証修理サービスは開始されないものとします。
- 3 前項の場合、委託者は受託者に対し、受託者の基準に従い、初期キャリブレーションサービスに要した料金（技術作業料、技術者派遣・移動費、技術者宿泊派遣費を含む）を支払うものとします。
- 4 受託者による初期キャリブレーションサービスの実施の結果不要となった対象機器の部品の所有権は、受託者が取得し、当該部品等を自由に処分することができるものとします。
- 5 受託者による初期キャリブレーションサービスの実施により発明または考案された特許、意匠、実用新案、商標および創作された著作物にかかる全ての権利は受託者に帰属するものとします。

### 第5条 保証修理サービス

- 1 対象機器に故障が発生した場合、管理責任者は電話などの通信手段により受託者に連絡を行い、受託者はこれに従って作業技術者を対象機器の設置場所に派遣し、対象機器の迅速な修理または障害の除去を行います。但し、受託者の合理的な判断により電話等の通信手段による情報提供や代替品の貸し出し、部品の送付など派遣以外の手段を取ることができるものとします。
- 2 保証修理サービスは、祝祭日および受託者の定めた休日を除く月曜日から金曜日までの受託者の規定就業時間内に行うものとします。
- 3 受託者は、予め保証修理サービスのため派遣する作業技術者の氏名、訪問時間を管理責任者に連絡し、管理責任者は当該作業技術者の立ち入りを認めこれに協力するものとします。引き取り保証修理サービス対象機器の場合、管理責任者は機器引き取りに関わる梱包・発送に協力するものとします。
- 4 対象機器に使用者が接続した対象機器以外の機器や部品に関して、受託者の派遣した作業技術者が保証修理サービス実施の必要上この接続の切り離しを要求したときは、委託者の費用負担にてこれを切り離し、管理責任者は受託者の作業に協力し、その復旧工事も委託者の費用負担にて行うものとします。
- 5 受託者が管理責任者に対し保証修理サービスの実施に必要な場所、電力、消耗品、標準試料等の提供を依頼した場合、管理責任者はこれを供するものとします。
- 6 作業内容により対象機器を受託者の施設に引き取って作業を行う必要があると受託者が判断した場合、受託者は管理責任者に申し出て、その了解のもとに受託者の費用負担にてこれを行うこととします。
- 7 受託者による保証修理サービスの実施の結果、不要となった対象機器の部品等の所有権は受託者が取得し、受託者は当該部品等を自由に処分することができるものとします。
- 8 受託者による保証修理サービスの実施により発明または考案された特許、意匠、実用新案、商標および創作された著作物にかかる全ての権利は受託者に帰属するものとします。

### 第6条 保証期間

保証期間は保証書【1】記載の通りとします。

### 第7条 本パッケージの料金、請求、支払

お客様と代理店との支払条件に関しては、別途取り決めるものとします。

代理店と弊社との支払条件に関しては、代理店契約により定めた通りとします。

### 第8条 本パッケージ料金の範囲

本パッケージ料金に含まれる範囲は、初期キャリブレーションサービスおよび保証修理サービスに要した技術作業料、技術者派遣・移動費、技術者宿泊派遣費、部品代金、発送手数料、運送代金とします。管理責任者等からの受託者への電話、郵便等の通信費、対象機器や周辺機器稼働のための試薬、消耗品等の使用に関する費用、および第5条に定める作業以外の作業を行った場合の費用はこの範囲外とします。

### 第9条 委託者および受託者の義務事項

- 1 委託者は第5条の要領を理解し、これに沿うこととします。
- 2 委託者、管理責任者、使用者は初期キャリブレーションサービスおよび保証修理サービスを受けるにあたり知り得た受託者または作業技術者に関する情報を、それらの承諾無く第三者に漏洩してはならないものとします。
- 3 受託者および作業技術者は初期キャリブレーションサービスおよび保証修理サービスを履行するにあたり知り得た委託者に関する情報を、その承諾無く第三者に漏洩してはならないものとします。
- 4 委託者はその名称や所在地、対象機器設置場所に変更などがある場合は受託者に報告するものとします。
- 5 委託者は保証修理サービスの実施に影響のある行為をしようとする場合は受託者に予め報告するものとします。
- 6 委託者は保証修理サービス実施の都度、原則として実施完了後1週間以内に、保証修理サービスの内容および結果を委託者の指定する者に報告するものとします。

### 第10条 適用の除外

次の各号のいずれかに該当する場合は本約款の適用範囲外とします。

- 1 受託者の承諾なく対象機器の改造、分解または移動を行った場合。
- 2 受託者の承諾なく部品、周辺機器、試薬、消耗品等を対象機器へ接続または使用した場合。
- 3 受託者の承諾なく対象機器を本来の仕様以外の目的で稼働させた場合。
- 4 地震、火災、水害等の天災地変または不可抗力による故障の場合。
- 5 対象機器維持稼働のために本来委託者が負担すべき試薬、消耗品の交換を怠ったために故障や不具合が発生した場合。
- 6 委託者の独断により部品交換または受託者への交換指示を行った場合。
- 7 薬品等の落下、物理的外力等使用者の不注意により対象機器が破損、汚損、故障などした場合。
- 8 対象機器のアップグレードをした後で以前に使用していたパーツ類の作業を行った場合。
- 9 使用者の責めに帰すべき事由により対象機器が故障などした場合。
- 10 コンピューターの問題に関連する作業などが必要となった場合。
- 11 その他対象機器に付帯する制御、解析コンピューターなどで、その周辺機器製造メーカーにおいて生産終了、保守部品保有期間満了、ソフトウェア・サポート期間終了等の事象が発生した場合。

### 第11条 本パッケージの解除

委託者または受託者が次の各号の何れかに該当する場合は、相手方は催告することなく本パッケージを解除することができるものとします。

- 1 重大な履行違反行為があったとき。
- 2 手形の不渡処分、差押、仮差押、仮処分、公売処分もしくは租税滞納処分を受けまたは民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産もしくは競売の申立があったとき、その他財産・信用状態が悪化し、あるいはそのおそれがあると相手方が判断したとき。
- 3 会社の解散、営業譲渡もしくは廃止または活動停止を決議したとき。

### 第12条 本パッケージの解約

委託者はいつでも本パッケージを解約することができるものとします。但し、初期キャリブレーションサービス作業後に解約された場合、受託者はいかなる理由においても返金に応じないものとします。

### 第13条 損害賠償の範囲

本パッケージに関するサービスの履行に関連し、受託者または作業技術者の責に帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合、委託者および受託者は協議のうえ円満に解決をはかるものとします。但し、受託者は逸失利益やデータの喪失によって生じた損害などの間接的な損害については責任を負わないものとします。また、受託者の責任は、いかなる場合でも、本約款に基づき委託者から受領した本パッケージ料金を超えないものとします。

### 第14条 管轄裁判所

本パッケージに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

### 第15条 特約事項

本約款の範囲を超える、あるいは制限する事項があれば「特約事項」とし別紙に記載するものとします。

### 第16条 協議

本約款に定めのない事項または各条項に疑義が生じた場合、委託者および受託者は協議のうえ円満に解決をはかるものとします。

(2022年11月版)